

平成 20 年 5 月 22 日

## 第 55 回通常総会 酒販年金関係報告

酒販年金調査・回収精算（訴訟）委員会

### （経過報告）

#### ○年金資産運用に関する信託契約締結の経過と調査、回収、訴訟等の対応措置について

- ・年金調査委員会を平成 17 年 2 月 14 日に設置し、クレディ・スイス銀行との信託契約締結の経過を平成 17 年 3 月 23 日の臨時総会に報告する。その後、回収・精算活動も含めた第 2 次年金調査・回収精算委員会を平成 17 年 4 月 26 日発足させ、以後訴訟部会も含めた対応報告を平成 17 年 5 月 19 日の通常総会にて行った。また、涉外弁護士と契約し、内外に係る年金資産 144 億円の外債投資に係る全容を解明する。
- ・法的措置による対応については、先ず、当時の海外投資の実行者である関秀雄前事務局長、吉竹脩男前専務理事に対して、平成 17 年 12 月 22 日に当時の未償還額 20 億円からの民事損害賠償請求の提訴を行った。加えて、関秀雄前事務局長に対して、平成 17 年 11 月 7 日に業務上横領罪で告訴、平成 18 年 2 月 26 日には年金資産 144 億円の外債投資に係る背任罪で告訴し、平成 18 年 3 月 8 日起訴、平成 19 年 9 月 28 日に懲役 7 年の判決が下る。
- ・年金共済給付金の脱退一時金及び貸付金等の契約内容不備、所在不明瞭な契約に対する返還請求については、コンピュータ会社ハイパーコンテンツに対する 3,910 万円の不当利得返還請求を行い（平成 17 年 9 月 29 日に提訴）、平成 18 年 10 月 25 日に月額 10 万円を 60 回 600 万円での返済で和解し返済を受けている。続いて違法に貸付金を受領していた風見博に対し、500 万貸付金返還請求（平成 17 年 11 月 9 日提訴）訴訟を起こした。これについては、被告は認諾調書により貸付を認めたが、財産がないため回収ができなかった。更に、関秀雄前事務局長に対して、不法行為損害賠償請求（平成 17 年 11 月 9 日提訴）を行い、年金資金横領（19,701 万円）、貸付金（500 万円）の 202,010,000 円の返済を求めた。この訴訟については被告より認諾を受けているが、他の訴訟と関連があるため和解に応じていない。
- ・金融ブローカー砂古健を関前事務局長に紹介し、多額なリベートを受け取った政治連盟顧問であった山口哲弘からは、海外投資の年金資金の未償還問題を重く考えリベートの全額返還を求めたが、保有財産であった

15,000,000の返却を受けた。

○年金資金の海外投資運用利益の内、7億円の貸付をアメリカの鉱山会社「ウェスト・ネヴァタ・プレシヤス・メタル社（以下「WNPM社」という。）」に行ったが、契約期間満了時に、貸付先のWNPM社から、契約違反、信託義務の違反、過失及び詐欺等での80億円の損害賠償請求を平成17年6月20日付で受けた。

- ・これについては、事実無根であり、平成17年7月25日付でWNPM社に対し、答弁、積極的抗弁、反訴及び貸付金返還を求めてアメリカ合衆国ネヴァタ州裁判所へ応訴した。平成19年7月30日第一審勝訴となり被告側から上告の手続きが行われたが、上訴趣意書未提出のため上訴却下となり2007年12月19日で全面勝訴となった。

○年金資金144億の海外投資に係わるクレディ・スイス銀行、クレディ・スイス元社員日下部治郎、金融ブローカー砂古健の法人を含む3名を訴訟物の価格16,005,327,227円の不法行為等の損害賠償請求（平成18年8月22日提訴。）を行った。

- ・被告クレディ・スイス銀行には、詐欺的ないし欠陥のあるチャンスリー債の購入をリスク等も説明せず安全性をうたって勧誘し、かかるリスクの損害を認識しえる状況のもとに購入に関する契約締結を行って、資金流失を共同で実現させた一連の行為についての共同不法行為責任。被告砂古は、金融商品の販売等に関する法律上の説明義務違反に基づく損害賠償責任、適合性の原則から著しく逸脱した取引の勧誘をした不法行為に基づく損害賠償責任。被告日下部は、虚偽の情報提供又は誤った説明を自ら行ったために本件投資を実行させるに至らしめた不法行為責任。信義則上負うべき説明義務又は本件契約締結を回避し、少なくとも本件投資の危険性を十分に認識した上での判断かどうかの確認をすべき義務に違反して、契約内容若しくはチャンスリー債のリスクに関して十分な説明を行わず、又は意思確認をしないまま本件契約締結したことによる不法行為責任を請求している。現在、公判中であり、もうしばらく続く予定である。

○その他の対応

- ・関秀雄前事務局長の背任と業務上横領の判決公判によって、理事らが、年金共済事業の運用に全幅の信頼を置き被告人関に任せきりであったことが、中央会側の管理体制の杜撰さ及び理事らの職務執行のあり方に問題があったと指摘された。このことも含め、組合員や年金加入者側より「当時の理事らへの責任の所在を明らかにせよ」との要望を踏まえ、平成14年5月から平成17年5月の1期3年の役員報酬の返納、並びに役員退職慰労金の寄付（総額13,280,000円）を平成20年2月18日に文書をもって要求した。

○酒販年金共済制度の廃止に伴う、年金加入者に対する返還状況等。

- ・平成16年5月の酒販年金共済制度の廃止に伴い、掛金の85%の返還（金額17,568,516,623円）を3期3年での返還を決定したが、海外投資した年金資金が未償還となり、第1期返還額15%分を22,673件中、平成20年3月迄に21,369件、金額にして約36億円を支払った。
- ・また、酒販年金義捐資金の寄付を都道府県連合会、地区組合、組合員、事務局員に対して要請し、平成19年末現在4,475,523円を受けている。前述の旧役員の報酬・退職慰労金と合わせ、一定の金額に達した時点で年金加入者への送金を検討している。

#### ○今後の対応に向けて

本日、役員任期の満了に伴い、新たな執行部が立ち上がることとなっている。今後の対応については、新たな執行体制でおこなわれることになるが、今日までの経過を踏まえて今後の対応を示したい。

- ・民事における損害賠償請求訴訟では、クレディ・スイス銀行、その元職員日下部治郎、金融ブローカー砂古健の法人を含む3名に対する訴訟に、全力を挙げて取り組むことが第一義であると考えている。
- ・また、7億円の貸付先であるWNPM社からの訴訟が終結し、多少の回収を見込めるとしてもほぼ7億円の損害が明確となっている。この投資に係わる者への責任追及をしていかなければならない。
- ・チャンスリー&リーデンホール社に関連する関係者への詐欺行為調査がロンドン警察で行われている。後日、日本での調査もあることから、年金資金の流れと同時にその行為の立件等からの損害賠償請求の可能性も探って行きたい。
- ・酒販年金義捐金については、今後も酒販年金海外投資時の役員、組合関係団体役職員等に働きかけることを今後も継続したい。

以上